

# 平成24年度から 固定資産税の土地評価基準が変わります

～公平・公正な課税になるよう市内の土地評価基準を統一します～

今回の評価替えは、平成20年11月に旧大口市と旧菱刈町が合併して、初めての本格的な評価替えです（※1）。今回の評価替えでは、税負担を公平にするため、旧市町でバラバラであった土地の評価方法を統一します（※2）。

固定資産をお持ちの皆さんにかかわりのある変更となります。そこで、固定資産税とはなにか、今回の評価替えでどういう点が統一されるのかを、シリーズで掲載します。

シリーズ ～③～

※1）前回（平成21年度）の評価替えは、合併直後であり、土地の評価方法を統一できなかったため、旧市町のそれぞれの評価方法に基づいて行なわれました。

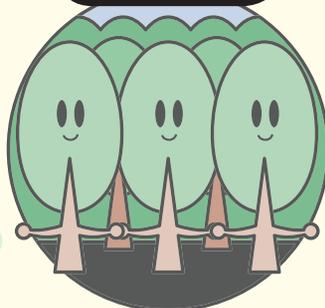
※2）市町村合併後の評価替えについては、「速やかに評価の統一を図ること」とされています。

## ◎山林とは◎

山林とは、「竹木が生育する土地で、耕作が行われていない土地」をいいます。山林には平地林も含まれます。また、樹木の種類についても、杉・ヒノキ等の用材林であるか、雑木林であるかに関わらず「山林」として認定します。

例外として、特に果樹（柿、栗など）を栽培している土地は、「畑」と認定します。また、手を加えないで、全体にかん木類のみが生育している土地は、「原野」として取り扱います。

## 山林の評価方法の統一方法



## ◎統一の方法◎

平成24年度の評価替えに当たり、山林評価方法の統一を図るため、山林の状況類似地区を見直します。

## ◎評価の方法◎

売買実例価格から求めた適正な時価に基づき、状況類似地区ごとに単価を求めます。この単価を基に各山林の評価額を算出し、山林の税額を計算します。

## ◎評価方法の統一による評価額への影響◎

評価方法の統一により、状況類似地区によって、山林の評価額が増減することもあります。

### 山林の状況類似地区とは

主に山林の位置や生産性により区分します。

- 地形、土の厚さ、特質など
- 林産物の搬出条件など

問い合わせ先 市税務課固定資産税係

☎②1311 ④1182

## 平成23年度子ども手当と現況届について

平成23年9月までは、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

また、毎年6月に実施していた現況届の提出は不要となります。

ただし、10月に届出・申請が必要になることがあります。決定次第、広報等で周知いたします。

支給対象児童 中学校終了前の子ども

支給額 一人につき月額13,000円

支給月 6月（2月分～5月分）、10月（6月分～9月分）

問い合わせ先 市福祉事務所子育て支援係

☎②1311 ④1264



# 狂犬病予防注射がお済みでない飼い主の人へ

## 狂犬病予防注射日程表

日	場 所	時 間 (午前)	場 所	時 間 (午後)
6月 6日 (月)	小水流・あたご店前	9:10 ~ 9:20	中央公民館跡	13:10 ~ 13:35
	原田公民館	9:30 ~ 9:40	北薩森林管理署前市役所車庫	13:45 ~ 14:00
	水ノ手公民館	9:50 ~ 10:00	木崎 (大岩様宅前)	14:10 ~ 14:20
	北さつま農協目丸出張所跡	10:10 ~ 10:20	牛尾消防詰所前	14:30 ~ 14:40
	北さつま農協東支所	10:30 ~ 10:40	旧焼酎資料館前	14:50 ~ 15:00
	篠原公民館	10:50 ~ 11:00	高柳公民館	15:10 ~ 15:20
	北さつま農協木ノ氏出張所跡	11:10 ~ 11:20		
	大口中学校正門入口	11:30 ~ 11:40		
8日 (水)	春村公民館三叉路	9:20 ~ 9:30	北さつま農協平出水支所	13:10 ~ 13:20
	停車場公民館 (駅跡公園)	9:40 ~ 9:50	平出水上公民館	13:30 ~ 13:35
	山野中学校体育館横	10:00 ~ 10:10	羽月山之神公民館	13:55 ~ 14:00
	山野基幹集落センター	10:15 ~ 10:30	川岩瀬公民館	14:15 ~ 14:20
	石井公民館	10:40 ~ 10:50	北さつま農協白木倉庫	14:35 ~ 14:45
	尾之上公民館	11:00 ~ 11:10	羽月地区公民館	14:55 ~ 15:05
	平原 (下村橋横)	11:20 ~ 11:25		
10日 (金)	大島南公民館	9:20 ~ 9:30	川西公民館	13:10 ~ 13:15
	金波田公民館	9:40 ~ 9:45	西方公民館	13:25 ~ 13:30
	羽月鉄道記念公園前	9:55 ~ 10:05	北さつま農協針持支所	13:40 ~ 13:50
	湯ノ谷 (本石様宅前)	10:15 ~ 10:20	堂山公民館	14:00 ~ 14:05
	辺母木公民館	10:35 ~ 10:40	西太良地区コミュニティセンター	14:15 ~ 14:25
	羽月西青少年センター	10:50 ~ 10:55	北さつま農協曾木支所	14:30 ~ 14:40
	宮人公民館	11:05 ~ 11:10	富士福祉館	14:55 ~ 15:00
	八代公民館	11:20 ~ 11:25	鳥巢上公民館	15:10 ~ 15:20
	下ノ木場精米所前	11:35 ~ 11:40		
	13日 (月)	小川添公民館	9:20 ~ 9:25	下市山集会施設
永池鉱泉前		9:35 ~ 9:40	東市山集会施設	13:25 ~ 13:30
柳野三叉路		9:45 ~ 9:50	産野 (上田様宅前)	13:35 ~ 13:40
楠原集会施設		9:55 ~ 10:00	北さつま農協前北部集会所跡	13:50 ~ 13:55
岩坪営農研修センター		10:05 ~ 10:10	重留南集落センター	14:05 ~ 14:10
青木元地区教育集会所		10:15 ~ 10:20		
比良地区集会施設		10:25 ~ 10:30		
本城地区集会施設		10:35 ~ 10:40		
瓜之峰公民館		10:45 ~ 10:50		
荒田地区集会施設		11:00 ~ 11:05		
大峰 (ごみ収集所横)		11:15 ~ 11:20		
下荒田公民館		11:25 ~ 11:30		
下手下集会施設		11:35 ~ 11:40		
花北営農研修センター	11:45 ~ 11:50			
15日 (水)	徳辺下集落センター	9:20 ~ 9:25		
	新川集落センター	9:35 ~ 9:40		
	徳辺上集落センター	9:45 ~ 9:50		
	麓後 (梶川様宅前)	10:00 ~ 10:05		
	本町公民館	10:10 ~ 10:15		
	下名集会施設	10:20 ~ 10:25		
	停車場青少年会館	10:30 ~ 10:35		
	市役所 (菱刈庁舎) 車庫前	10:40 ~ 10:45		
	前目公民館	10:55 ~ 11:00	川北麓集会施設	13:10 ~ 13:15
	共進地区教育集会所	11:10 ~ 11:15	湯之元 (旧立山商店横)	13:25 ~ 13:30
	築地集会施設	11:25 ~ 11:30	猶原集会施設	13:35 ~ 13:45
	町舟津田上集会施設	11:40 ~ 11:45	川北 (上野様宅前)	13:50 ~ 13:55
	荒瀬多目的集会施設	11:50 ~ 11:55	山田地区集会施設	14:05 ~ 14:10

家の中で飼われている犬も対象です。



生後91日以上の子犬で、まだ登録をされていない犬、4月から今までに狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている人は、予防注射および登録受付を実施します。(犬の登録については生涯1回、予防注射は毎年1回必要です。)

注射料 3,000円  
新規登録料 3,000円

※集合注射に来られる人は、飼い犬をしっかりと捕まえることができる人をお願いいたします。

問い合わせ先 市環境政策課環境保全係

☎1060

## 東日本大震災により避難されている方へお願い

東日本大震災で被災された方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今回の大震災により、多くの方が全国各地に避難されており、住所地の市町村では、避難者の現在の所在地等の情報把握が重要な課題となっています。

そこで、情報提供の窓口が全国の市町村で設置され、伊佐市においても市民課市民係に「情報提供窓口」を設置しています。お手数ですが、避難目的で在住の方は情報提供をお願いします。

※寄せられました情報は、目的以外に使用することはなく、秘密は厳重に守られます。

問い合わせ先 市役所市民課市民係

☎②1311 ①1152



## 特定健診（個別健診）の受診についてご案内

集団健診を受診できなかった国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に、特定健診の個別健診を実施します。受診希望者は、医療機関名及び受診希望日を市民課健康保険係までお申し込みください。申込者には、医療機関と日程調整後、受診券発行及び受診案内をいたします。

**実施期間** 平成23年6月から平成24年3月末まで

**申込方法** 市役所市民課健康保険係（大口庁舎）へ電話で申し込んでください。

**受診料** 無料

**申込期限** 平成24年1月31日（火）まで

**健診項目**

区分	内容
基本的な健診	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査含）、自覚症状及び他覚症状の検査、身体計測、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腹囲測定
詳細な健診 （医師の判断による追加項目）	貧血検査、心電図検査、眼底検査

**医療機関一覧表（順不同）**

医療機関名	住所
整形外科 松元病院	伊佐市大口里 491 - 2
大口温泉リハビリテーション病院	伊佐市大口青木 3022 - 34
むらたクリニック	伊佐市大口大田 1764 - 1
有村クリニック	伊佐市大口里 1889 - 2
日高内科	伊佐市大口上町 17 - 4
寺田病院	伊佐市大口上町 31 - 4
三浦医院	伊佐市大口山野 5167
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502 - 4
松崎医院	伊佐市大口里 2928
水間病院	伊佐市菱刈前目 2125
中村弘医院	伊佐市菱刈前目 790 - 1
坂元内科	伊佐市菱刈重留 1353
つよしクリニック	伊佐市菱刈重留 1147 - 1
水俣市立総合医療センター	熊本県水俣市天神町1丁目2-1
人吉総合病院	熊本県人吉市老神町 35

自分のために  
家族のために  
将来のために  
特定健診を  
受けましょう！



（注意）特定健診を受診されるには、市が発行する受診券及び保険証が必要です。

申込・問い合わせ先 市役所市民課健康保険係

☎②1311 ①1162・1158

安心して地域活動を行なっていただくために

## 「市民活動総合補償制度」

伊佐市では、自治会や校区コミュニティなどにおいて、市民の皆さんが企画運営する市民活動が盛んです。このような活動を側面から支援するため、市では「市民活動総合補償制度」を設けており、安心して地域活動を行なえるように、市民活動中の事故を広く救済し、補償します。

(保険料は市が負担しています)

### こんな活動が対象です

市内に活動拠点を置く市民団体主催の公益性のある無報酬の諸活動が対象となります。(ただし、宗教・政治・営利目的の活動は除く)

#### ○地域社会活動

防犯・防火・防災活動、公益的清掃活動、地区活動、自治会活動等及びこれらの準備活動

#### ○青少年育成活動

子ども会、非行防止活動等及びこれらの準備活動(学校の管理下の行事は除く)

#### ○社会福祉奉仕活動

福祉施設援護活動、在宅老人・心身障がい者などへの介助活動

#### ○社会教育活動

自治会によるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等及びこれらの準備活動

#### ○その他の活動

市主催事業への参加者

### 次の場合は対象外です

山岳登坂・ダイビング等の危険を伴うスポーツ、指導者・参加者の故意による事故、自然災害、自動車事故、建築・改装等の工事による事故、指導者などの同居の親族に対する事故、脳疾患・疾病心喪失による事故、けんか・自殺・犯罪行為、他覚病状のないむち打ち症や腰痛、酒酔い、無資格運転による事故など

問い合わせ先 市企画調整課共生協働推進係

☎ 1 3 1 1 ① 1 1 2 6 ・ 1 1 2 7

### 補償の対象の種類は2種類です

#### ①賠償責任補償

指導者、責任者などが活動の参加者や第三者を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合

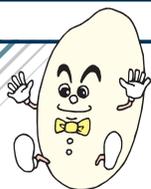
#### ②傷害補償

指導者や参加者が偶然の事故のため死傷した場合

### 市民活動総合補償制度補償内容

賠償責任補償	区分	補償金額(限度額)
	身体賠償	最高1人 6,000万円 1事故 2億円
	財物賠償	最高1事故 100万円
(注) 1回の事故につき5,000円は自己負担(免責)になります。		

障害補償	死亡後遺障害	1人 500万円
	入院補償金	1人日額 3,000円 (180日限度)
	通院補償金	1人日額 2,000円 (90日限度)



## 米トレーサビリティ制度について

米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)が制定され、昨年10月から、米、米加工品の生産者、加工・製造業者、流通業者、小売業者、外食店での取り引きなどの記録の作成・保存が義務付けられました。

また、7月からは、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。

**対象品目** 米穀(玄米・精米など)、米粉や米麴などの中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

**対象事業者** 生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造または提供の事業(飲食業など)を行なう全ての事業者

制度の詳細な内容は問い合わせてください。

問い合わせ先 九州農政局鹿児島農政事務所消費流通課

☎ 0 9 9 ・ 2 2 2 ・ 0 1 2 1

## 市営住宅入居者募集

### ◎公営住宅

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

団地名	所在地	戸数	間取り	建設年度	使用料 (円)
下殿団地	伊佐市大口下殿 848 番地 1	2	2 K	昭和 36	2,200 ~
崎山団地	伊佐市大口田代 283 番地 1	2	3 D K	昭和 58	13,300 ~
針持団地	伊佐市大口針持 314 番地	3	3 D K	昭和 58	13,500 ~
郡山団地	伊佐市大口牛尾 24 番地 1	5	3 D K	昭和 51 ~ 57	10,100 ~
瓜之峰第 1 団地	伊佐市菱刈南浦 308 番地	1	3 D K	昭和 54	12,200 ~
湯之尾団地	伊佐市菱刈川北 2356 番地 1	1	3 D K	昭和 55	15,000 ~

入居資格 ○同居している親族、または婚約者を含む同居しようとする親族がある人

○明らかに住宅に困っている人

○定められた収入基準以下の人

○市税などの滞納のない人

※ただし、単身（高齢者、身体障害者 1 ~ 4 級、生活保護法に基づき被保護者など）でも申込できます。

申込み  
先着順になります



### ◎特定公共賃貸住宅

団地名	所在地	戸数	間取り	建設年度	使用料 (円)
こっがら団地 (世帯用)	伊佐市大口小木原 422 番地 3	5	3 L D K	平成 10	44,000
こっがら団地 (単身用)	伊佐市大口小木原 422 番地 3	3	1 L D K	平成 10	29,000

入居資格 ○世帯用は同居している親族、または婚約者を含む同居しようとする親族がある人

○明らかに住宅に困っている人

○定められた収入基準以上の人

○市税などの滞納のない人

申込・問い合わせ先 市建設課住宅係 (菱刈庁舎)

☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 2 7 ・ 2 2 2 8

## がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を促進する事業です。

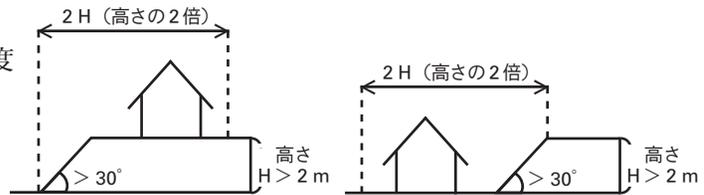
対象住宅 次のいずれかに該当する既存不適格住宅、もしくは特定行政庁の是正勧告を受けた住宅等

①急傾斜地崩壊危険区域

②高さ 2 m を超え、かつ傾斜 30 度

を超えるがけに近接する住宅

※昭和 46 年 8 月 31 日以前に  
建築されたものに限る



② がけに近接する住宅の図

③県が指定した土砂災害特別警戒区域

補助内容 ①住宅除去工事費に対する補助

②土地の取得・敷地の造成・住宅建設 (購入) 費のうち金融機関から融資を受けた場合の  
利息額に対する補助 (年利率 8.5% を限度とする)

補助限度額

除去等	建物助成費			合計
	住宅建設	土地購入	敷地造成	
78 万円	444 万円	206 万円	58 万円	786 万円
実費補助	金融機関からの利息に対する補助 (年利率 8.5% を限度)			

問い合わせ先 市建設課住宅係 (菱刈庁舎)

☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 2 7